

シルバーほっとライン利用確約書

長岡京市長様

申請者 氏名 印  
利用対象者 氏名 印

シルバーほっとラインを利用するにあたり、下記事項を確約します。

記

（立入りの承認等）

- 1 緊急通報を発し、委託業者からの確認電話に応答しない場合は、協力員、消防職員、その他関係職員が利用者宅へ立ち入ることを認めます。  
また、立ち入る際、指定立入り場所等から入れない場合に、職員等が建具等を破損したときは、その修復責任を問いません。

（維持管理）

- 2 緊急・相談通報装置は、適切に管理するとともに、委託業者が内蔵電池の交換等により利用者宅を訪問したときは、装置の維持に必要な作業のための立入りを認めます。また、緊急・相談通報装置の利用料については、請求に基づき、委託業者に遅滞なく支払います。

（連絡）

- 3 次の場合には遅滞なく長岡京市に連絡し、その指示に従います。
  - ア 緊急・相談通報装置を紛失又は損傷したとき。
  - イ 設置場所を移転するとき。
  - ウ 緊急連絡先や協力員について、登録内容の状況が変わったとき。
  - エ 転出するとき。
  - オ 利用対象者の在宅生活の見込みがない等、その他の理由により緊急・相談通報装置が不要になったとき。
  - カ 電話機の交換や電話回線の変更があるとき
  - キ 利用対象者がモバイル型装置の充電等の利用上必要な対応ができなくなったとき。

（利用の廃止）

- 4 心身状況の変化により、緊急・相談通報装置の適正な利用ができなくなった場合は、利用の廃止に同意し、緊急・相談通報装置を速やかに返却します。

（登録情報の提供）

- 5 私が申請書及び添付書類により提供した情報は、緊急・相談通報装置の設置や相談の対応を行う委託業者、緊急時の対応のため医療機関、その他公共機関から提供を求められたとき、市がこれらの機関等へ開示することを承認します。

（アナログ回線以外の回線）

- 6 アナログ回線以外の回線で固定型装置を利用した場合、停電時等の不通報や音声不良等、緊急通報の不具合により通常のサービスが提供されない場合があることを認めます。アナ

ログ電話回線以外の電話回線を利用した場合、発生した不具合に起因するいかなる苦情又は損害賠償について、貴市及び委託業者に一切申し立てないことを承諾します。また回線変更に伴う工事費用は自己負担とします。